

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和4年12月5日

全国健康保険協会富山支部

支部長 松井 泰治

1 調達内容

(1) 調達件名

電話による「定期健康診断結果データの提出勧奨」および「生活習慣病予防健診の受診勧奨」
にかかると業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

全国健康保険協会富山支部が指定する場所

(5) 見積競争方法

総価にて見積競争に付する。

提出期限内に最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。見積金額には調達物の本体価格のほか、業務遂行に必要な一切の諸経費を含めること。

参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和4、5、6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 過去3年間に当該業務又は類似の業務を3件以上請負した実績を有していること。
- (10) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの認証を取得している事業者であること。

- (11) 事前に当該業務を受託した場合における運用仕様書を提出した者で、書類審査に合格した者であること。
- (12) その他、入札説明書及び仕様書に定める条件を満たす者であること。

3 仕様書の交付、見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付、見積書等の提出場所

〒930-8561 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階
全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ 担当 白石
電話：076-431-6156 FAX：076-431-5274

※仕様書等の交付は郵送とする。必要な者は電話の上、FAX にて交付依頼を行うこと。

(2) 仕様書に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会富山支部 保健グループ 担当 毛塚
電話：076-431-5273 FAX：076-431-5274

(3) 見積書等提出期限等

令和 4 年 12 月 19 日 14 時 00 分【必着】（原則郵送にて提出すること）

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

全額免除とする。

(3) 参加者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和 4 年 12 月 16 日までに提出し、当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(4) 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他条件に違反した見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した資料を添付して見積書を提出した者であって、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 競争結果については落札業者にのみ連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。